

本日討議いただきたい事項  
(金融サービスのデジタル化への対応)

1. ステ이블コインに関する規律のあり方

【論点 1】

デジタル・分散型金融への対応のあり方等に関する研究会におけるステーブルコインを巡る課題についての議論(資料 2 - 3 の 2.)を踏まえ、制度的対応を検討する必要がある。その際、例えば、以下のような論点が考えられるが、その他留意すべき点はあるか。

- ・ 仲介業を創設した場合における既存の業規制との関係
- ・ 仲介業を創設した場合における利用者資産の保全のあり方や不正利用等への対応
- ・ 信託受益権を用いたスキーム(資料 2 - 3 の 2. (4))における金商法の適用関係

## 2. 関連する論点

上記の為替支払手段の仲介者等に関する論点は、発行者に係る現行制度を前提とした検討に基づき整理されたものである。送金・決済分野のデジタル化への対応という視点から、発行者の機能に着目して現行制度を点検すると、例えば、以下の論点がある。

### (1) AML/CFT の観点からの規律

デジタルマネー・電子マネーの発行については、銀行業・資金移動業のほか、我が国で小口決済等に幅広く使われている前払式支払手段を活用したものがある。前払式支払手段は、原則として発行者に対する償還請求が行えないこと等も背景として、銀行・資金移動業者と異なり、犯収法上の本人確認義務等が課されていない<sup>1</sup>。また、資金決済法上、利用者ごとの発行額の上限もない。

我が国で利用されている第三者型<sup>2</sup>の前払支払手段の大宗を占める(紙型・磁気型<sup>3</sup>以外の)IC型・サーバ型の利用実態等を見ると、

- ・ 多くは、交通系 IC カードなど、電子的に移転・譲渡ができず、小口決済に使われている(小口決済型)<sup>4</sup>。
- ・ 一方、電子的な移転・譲渡が可能なもの(電子移転可能型)がある<sup>5</sup>。更に、高額(例:10万円<sup>6</sup>)のチャージや価値の移転・譲渡が可能なもの(高額電子移転可能型)もあるが、実際に高額の移転・譲渡をしている利用者は限られると見られる<sup>7</sup>(資料2-1<sup>1</sup>25頁参照)。

電子移転可能型のうち、残高譲渡型に関しては、2019年7月の金融審議会金融制度スタディ・グループ『「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告<<基本的な考え方>>』に基づき、不正利用防止の観点等から、内閣府令等を改正し、移転可能未使用残高の上限設定や、繰り返し譲渡を受けている者の特定などの不自然な取引を検知する体制整備、不自然な取引を行っている者に対する利用停止等を義務付けた。一方、番号通知型については同様の対応は求めていない<sup>8</sup>。

<sup>1</sup> 2019年7月に公表された金融審議会金融制度スタディ・グループ『「決済」法制及び金融サービス仲介法制に係る制度整備についての報告<<基本的な考え方>>』において、「前払式支払手段は払戻しが認められておらず、マネー・ローンダリングやテロ資金供与に係るリスクが相対的に限定されている。このため、取引時確認義務等については、これを引き続き課さないこととすることが考えられる。」とされていた。

<sup>2</sup> 発行者以外の加盟店でも利用が可能な前払式支払手段。

<sup>3</sup> 古物営業法の物品に当たるものについては同法が適用され、買取額が1万円以上となる場合には、古物商において本人確認が必要となる。

<sup>4</sup> 例えば交通系 IC カードの前払式支払手段のチャージ残高は、各社の規約により上限2万円と設定されている。

<sup>5</sup> 電子的な移転・譲渡が可能なものには、以下の2種類がある。

- ・ (a) メール等で送付可能な ID 番号等を用いてアカウントにチャージする電子ギフト券等(「番号通知型」)
- ・ (b) アカウントに繰り返しチャージができ、アカウント間での残高譲渡が可能なもの(「残高譲渡型」)

<sup>6</sup> 「高額」の水準については、資金移動業者や暗号資産交換業者に対して、10万円を超える一定の取引を行う場合に取引時確認(本人確認)を義務付ける犯収法の考え方を参考にすることが考えられる。

<sup>7</sup> 金融庁が計数の提供を依頼し、提供を受けた残高譲渡型の前払式支払手段の発行者4社の残高譲渡額(月間)の分布は、1万円未満88.4%、1万円以上10万円未満11.5%、10万円以上0.1%(2019年6月)。

<sup>8</sup> 番号通知型については、2016年8月の事務ガイドラインの改正により、発行者に対し、詐欺等の被害者からの申出等をもとにした利用停止の措置等の体制整備が義務付けられている。ただし、残高譲渡型のように、移転可能であるこ

この電子移転可能型は送金に類似した機能を有しており、特に、高額電子移転可能型はマネー・ローンダリング等に悪用されるリスクが高いと考えられる。例えば、直近の犯罪収益危険度調査書<sup>9</sup>においては、マネー・ローンダリングの過程において、電子マネーが利用された事例が存在し、その件数は増加傾向にあると報告されている。

(参考) 不正利用事案の例

- ・ 特殊詐欺グループ等の悪質な者が、だまし取った電子ギフト券の ID 番号等を買取業者等にメール等で送付し、換金する事例
- ・ 乗っ取りや他人名義でのなりすましによって不正に入手したアカウントに、別に不正に入手した銀行口座やクレジットカードからオンラインでチャージし、購入した高額商品や電子ギフト券等を換金する事例

【論点 2】

マネー・ローンダリング等は対策の脆弱な部分が狙われる面があり、AML/CFT の対策は分野横断的に講じる必要がある。また、AML/CFT の対策は犯罪の未然防止等を通じて利用者保護にも資する。銀行・資金移動業者の為替取引や、暗号資産等（ステーブルコイン）について AML/CFT の対策強化を検討する中で、従来、犯収法に基づく本人確認義務は課さないことと整理されていた前払式支払手段についても、リスク・ベース・アプローチの下、対応を検討する必要がある<sup>10</sup>。

(1) AML/CFT の観点等から特にリスクが高いと考えられる高額電子移転可能型について、必要な規律を求めることが考えられる。具体的には、例えば、以下の対応が考えられるが、どうか。

- ① 発行者に業務実施計画の届出を求め、当局のモニタリングを強化する。
- ② 高額電子移転可能型について、オンラインで完結する本人確認方法があることなども踏まえ、発行者に対し、アカウントの開設等に際して犯収法に基づく本人確認等の規律を適用する<sup>11</sup>。その際、発行者側でのシステム対応に加え、既存ユーザーへの周知が必要であること等を踏まえ、その適用に当たっては、適切な猶予期間を設ける。

(2) 電子移転可能型のうち、番号通知型について、不正利用防止等の観点から、残高譲渡型と同様の体制整備等を求める趣旨で、例えば、以下の対応が考えられるが、どうか。

- ① 発行者に対して、転売を禁止する約款等の策定や転売等が行われた場合の利用凍結等を行える体制整備を求める。
- ② 当局として、転売サイトの利用等を控えるよう周知徹底を図る。

とに直接的に焦点を当てた不適切な利用を防止するための体制整備とはされていない。

<sup>9</sup> 国家公安委員会（2020年11月）

<sup>10</sup> 小口決済型については、そのリスクに鑑み、特段の対応を求めることは不要と考えられる。

<sup>11</sup> 取引時確認等の特定取引・特定業務に係る取引に関する規律、アカウントの譲渡禁止を定めることが考えられる。

## (2) 発行者の提供する機能と金融システムへの影響等

為替支払手段の発行者の機能（発行・償還、価値安定の仕組みの提供）に関しては、利用者の発行者に対する償還請求権が明確に確保され、発行者又は仲介者の破綻時において利用者の償還請求権が適切に保護されることが重要である。

そのため、発行者が適切な価値安定の仕組みを有する必要がある。この点に関しては、現行制度は、銀行については財務規制等や預金保険で対応し、資金移動業者については預かり資産を原則供託<sup>12</sup>することでその保全を図っている。

なお、(ステーブルコインを含む)デジタルマネーの発行モデルに関しては、国際的にも、以下の観点を含め、幅広い観点からの議論が行われている。

(i) 中央銀行が発行者となるモデル（中央銀行デジタル通貨（CBDC））

- ・銀行の金融仲介機能への影響や金融危機時のデジタルバンクラン等との関係など

(ii) 銀行が発行者となるモデル

- ・デジタル化が進展する下での預金保険のあり方など

(iii) 銀行以外の主体が発行者となるモデル

- ・預かり資産を金融市場で運用する場合、大規模な発行・償還が金融市場に与える影響等への対応（預かり資産を中央銀行預金で資産保全するモデル<sup>13</sup>含む）など

### 【論点3】

現時点においては、現行の発行者に係る制度について大きな問題は生じてないが、デジタル化の更なる進展の可能性を視野に入れた際の将来的な課題として、留意すべき点等はあるか。

<sup>12</sup> 資金移動業者から供託された資金は政府預金（日銀への預金）として管理される。

<sup>13</sup> シンセティック CBDC と称されることもある。発行者等破綻時の利用者の償還請求権保護の観点からは、中央銀行預金に対する利用者の優先弁済権の設定等が必要となると考えられる。